随意契約理由書

1	業 務 名	チャレンジアップ運動システム改修業務(平成 29 年度)
2	業 者 名	阪神高速技研株式会社

3 随意契約理由

本業務は、平成 28 年度に業務改善・改革運動にかかるシステムとして構築し、同年 10 月に運用開始したチャレンジアップ運動システムの機能性、操作性の向上を図るためのシステム改修業務であり、その円滑かつ効率的な実施のためには、当社の業務や当該システムの設計内容等に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。

阪神高速技研株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、本業務の対象である当該システムを含む当社の総合情報システム等の保守管理行う受託者でもある。さらに、当該システムの構築や運用管理の業務を実施することを通し当該システムの設計内容や開発・改善経緯等を熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。

よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。